

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和3年3月1日

六ヶ所村長 戸田 衛

## 記

### 1. 協議の場を設けた区域の範囲

六ヶ所村（泊・出戸・尾駸・二又・室ノ久保・千樽・戸鎖・平沼・倉内・中志・庄内・端・六原・新城平・千歳・千歳平・笹崎・豊原・睦栄）

### 2. 協議の結果を取りまとめた年月日

令和3年2月24日

### 3. 当該地区における農業において中心的な役割を果たすことが見込まれる農業者（担い手）の状況

#### ○経営体数

法人 17経営体

個人 121経営体

### 4. 当該地区に担い手が十分いるかどうか

担い手はあるが高齢化が顕著となっていることから、新規就農者の育成を図る必要がある。

## 5. 地域農業の将来のあり方

### (1) 将来の農地利用のあり方

- ・ 離農する場合、農地中間管理機構への貸し付けを積極的に行い、中心経営体への承継を図る。

### (2) 今後の地域農業のあり方

- ・ 中心経営体における人員不足等については、スマート農業機械の導入等により省力化や経費削減を図り、経営面積の維持・拡大に繋げる。
- ・ 中心経営体の少ない北部地区については、大規模中心経営体の入作や新規就農者の育成を図っていく。